

利 用 上 の 注 意

1. 指数の種類、基準時、ウェイト算定基準等

指 数 の 種 類……………生産指数及び生産者製品在庫指数

基 準 時……………昭和60年

ウェイト算定基準……………生産指数は基準時付加価値額、生産者製品在庫指数は基準時年平均在庫額

指 数 値 の 計 算……………暦年別、四半期別及び月別。なお、四半期のⅠ期とは1～3月期、Ⅱ期とは4～6月期、Ⅲ期とは7～9月期、Ⅳ期とは10～12月期のことである。

2. 採 用 品 目

採用品目は生産指数207品目、生産者製品在庫指数129品目。なお特殊分類指数では小型自動車（資本財と耐久消費財）、板ガラス（建設財と鉱工業用生産財）、みがき板ガラス（建設財と鉱工業用生産財）、A重油（鉱工業用生産財とその他用生産財）、C重油（鉱工業用生産財とその他用生産財）、雑種紙（鉱工業用生産財とその他用生産財）、植物油脂（非耐久消費財と鉱工業用生産財）のように用途が2つ以上にまたがる7品目につき、ウェイトを分割して複数の系列として扱っているので、業種分類の品目数と一致しない。

採用品目は主として通商産業省生産動態統計調査によっているが、この調査では県内鉱工業生産、在庫の動向が十分把握できないので三重県生産動態統計調査により補完している。その品目は次のとおりである。

鋼船、生コンクリート、医薬品、大型紙袋、段ボール箱、紙管、器械生糸、生鮮肉、肉製品、処理牛乳、プロイラー加工品、水産練製品、味噌、醤油、イノシン酸ソーダ、精米、精麦、小麦粉、食パン、菓子パン・その他パン、米菓、清酒、焼酎、合成清酒、味りん、配合飼料、植物油脂、でんぷん、ぶどう糖、水あめ、めん類、豆腐・油揚げ類、コーヒー、製材、普通合板、特殊合板、真珠加工品、電力

3. 指 数 の 算 式

個別系列を基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。

$$\text{総合指数} = \frac{\sum \frac{\text{比較時 生産量 (生産者製品在庫量)}}{\text{基準時 生産量 (生産者製品在庫量)}} \times \text{基準時ウェイト}}{\text{基準時ウェイトの総和}}$$

4. 分 類

分類は業種分類と特殊分類の2方法による。

(1) 業種分類は日本標準産業分類に基づいているが、利用上の便宜から若干の組み替えを行った。その主な点は次のとおりである。

- a. 「一般機械器具製造業」「電気機械器具製造業」「輸送機械器具製造業」を統合した「機械工業」を設けた。
- b. 「繊維工業製品製造業」「衣服・その他の繊維製品製造業」及び、化学工業に分類される「化学繊維工業」を合わせて「繊維工業」とした。
- c. 家具・装備品製造業のうち「木製家具製造業」「金属製家具製造業」を合わせて「家具工業」とし、その他を非採用とした。
- d. 「ゴム製品工業」「家具工業」「木材・木製品工業」「その他製品工業」を統合し、「その他工業」を設けた。
- e. 「出版・印刷・同関連産業」「なめし革・同製品・毛皮製造業」「精密機械器具製造業」「武器製造業」は非採用とした。

(2) 特殊分類はまず生産財と最終需要財に分類する。次に最終需要財を投資財と消費財に分類し、さらに投資財を資本財と

建設財に、消費財を耐久消費財と非耐久消費財に分類する。また生産財を鉱工業用生産財とその他用生産財（企業消費財を含む）に分類する。

5. 季節調整

季節調整はM I T I法Ⅲ-Rを採用した。

6. 接続指数

57年以前の指数は、旧基準指数にリンク係数を乗じて便宜的に60年基準指数に接続させた。

7. 統計表中の符号の用法

「-」該当数字がないもの

「X」数字が秘匿されているもの

「0」単位未満

「△」減少を示す